

千葉県教育委員会会議議事録

令和7年度第13回会議（定例会）

1 期 日 令和8年3月19日（木） 開会 午前10時30分
閉会 午前11時48分

2 教育長及び出席委員

教育長 杉野 可愛
委員 貞廣 齋子
花岡 伸和
永沢 佳純
櫻井 直輝
芦澤 直太郎

3 出席職員

教 育 次 長 井田 忠裕
教 育 次 長 細川 義浩

企画管理部

企 画 管 理 部 長 原 義明
学 校 危 機 管 理 監 鈴木 真一
県 立 高 校 統 括 監 伊澤 浩二
教 育 総 務 課 長 鈴木 克之
教育総務課副参事兼人事給与室長 岡野 秀次
教 育 政 策 課 長 鈴木 孝明
財 務 課 長 田中 憲一

教育振興部

教 育 振 興 部 長 吉本 明広
教 育 振 興 部 次 長 赤池 正好
児 童 生 徒 安 全 課 長 志村 修一
教 職 員 課 副 参 事 金親 秀樹

企画管理部

教育総務課人事給与室人事班長 川名 康博
同 主事 橋元 晴也
財 務 課 予 算 班 長 高木 優

教育振興部

児 童 生 徒 安 全 課 主 幹 兼 桑田 美和
生徒指導・いじめ対策室長 関 昌一
同 指導主事 佐々木 恵
教 職 員 課 主 幹 兼 管 理 室 長 青木 慎哉
同 主席管理主事 伊藤 忠幸
同 管理主事 松中 康博
同 管理主事 大塚 伸昭
同 主幹兼県立学校人事室長

同	県立学校人事室特別支援学校 人事班長兼主席管理主事	伊藤 浩志
同	県立学校人事室高等学校 人事班長兼管理主事	石川 整
同	県立学校人事室特別支援学校 人事班管理主事	原田 重俊

事務局

企画管理部教育総務課 主幹兼委員会室長	山口 聖剛
同 副主幹	小合 基夫
同 主査	土屋 雄輝
同 主査	積田 さゆり

4 教育長開会宣告

5 署名人の指名 櫻井 直輝 委員

6 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第82号議案から第90号議案までの議案9件、報告1の報告1件である。第84号議案から第90号議案までについては、教育委員会会議規則第13条第1項第1号「任免、賞罰、人事」に該当することから、非公開により審議する。

7 進行役の指名

千葉県教育委員会会議規則第27条の2の規定に基づき、ここからの進行を貞廣委員にお願いする。

8 審議事項

第82号議案 千葉県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について
第83号議案 千葉県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について

【教育総務課人事給与室長】

第82号議案及び第83号議案については関連しているため、一括して説明する。

まず、「千葉県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定」についての改正理由についてだが、令和8年度組織の見直しによるもの、千葉県高等学校等教育改革促進基金条例の制定に伴う分掌事務の追加によるもの、千葉県立東金青少年自然の家の開所に伴う所要の規程整備によるもの、千葉県産業教育審議会に係る事務の業務移管によるものの4つとなっている。

次に、改正内容について説明する。令和8年度組織の見直しについては、組織改正に伴い、各課の室班名及び各課の分掌事務の整理を行うものである。組織改正の概要についてだが、令和11年度に本県開催を予定している「全国高等学校総合文化祭」に向けた体制準備のため、学習指導課に「総文祭準備班」を新設する。また、令和9年度「全国高等学校総合体育大会（南関東総体2027）」の開催に向けた体制の充実を図るため、保健体育課の「高校総体準備班」を「高校総体推進室」に改組する。さらに、学校保健安全法に係る業務を集約し、児童生徒安全課の「安全班」を保健体育課へ移管する。このような組織改正に伴い、これらを規定する箇所
 の改正として、第17条及び第20条を改正し、各課の室班名及び各課の分掌事務について、整理を行うものである。千葉県高等学校等教育改革促進基金条例の制定に伴う分掌事務の追加

については、理数系人材の育成など緊要性のある取組等を実施するにあたり、国の補助金を活用して新たに基金を造成するため、令和8年2月議会において「千葉県高等学校等教育改革促進基金条例」を制定することになった。この条例の制定に伴い、教育政策課の分掌事務が新たに発生することから、千葉県教育委員会行政組織規則で定める教育政策課の分掌事務の追加を行うものである。これらを規定する箇所の改正として、第19条の改正を行う。千葉県立東金青少年自然の家の開所に伴う所要の規程整備については、東金青少年自然の家が今年度末をもって閉所となることから、教育委員会の所管に属する教育機関に係る規定の整理を行うものである。これらを規定する箇所の改正として、第39条を改正し、教育委員会の所管に属する教育機関について、整理を行うものである。千葉県産業教育審議会に係る事務の業務移管については、教育政策課への移管に伴い、所要の規定整備を行うものである。これらを規定する箇所の改正として、第42条に関して改正を行おうとするものである。

施行期日については、令和8年4月1日からとなるが、「千葉県高等学校等教育改革促進基金条例の制定に伴う分掌事務の追加」に限っては、関連条例の施行日等と整合性を図る必要があることから、公布日施行とする予定である。

続いて、「千葉県教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定」について説明する。改正理由についてだが、令和8年度組織の見直しによるものとなっている。次に、改正内容については、組織改正に伴い、各課の室班名及び各課の分掌事務の整理を行うものであるが、先に説明した組織規則の改正で説明した内容と重複しているため、説明は省略する。

施行期日は、令和8年4月1日からとなる。

【貞廣教育長職務代理者】

第82号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【貞廣教育長職務代理者】

第82号議案は、原案どおり可決する。

【貞廣教育長職務代理者】

第83号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【貞廣教育長職務代理者】

第83号議案は、原案どおり可決する。

報告1 不祥事防止対策有識者会議からの提言について

【教職員課副参事】

当会議については、令和7年11月から5回にわたり開催され、外部有識者によって、県内で発生した児童生徒性暴力等の現状分析や、今後とるべき具体的な方策についての協議がなされ、同8年3月18日に座長より教育長へ提言が手渡された。

今回の提言の基本的な考え方として、「一部の悪い教職員のリスク」への対策に限定することなく、「学校という環境の構造的リスク」として捉えることで、制度として起きにくい仕組みを設計することを重視している。構造的リスクを低減するために、提言では「未然に防ぐ」「気付く」「対処する」「活かす」の4段階で、具体的な方策が示されている。

まず、「未然に防ぐ」では、公的ツール以外のSNS等の全面禁止や1対1での指導・相談、

教室等への私的端末の持ち込みの原則禁止、特定の児童生徒への特別扱い等の不適切な行為等について、行動指針として明確な言葉で定めてルール化し、教職員だけではなく、児童生徒や保護者と共有することでグレーゾーンをなくすこととしている。また、防犯カメラや盗撮機器を感知する機器の導入、専用更衣室の整備、施錠管理のルール化等、物理的な環境づくりも進めるといえるものである。2つ目の「気付く」では、教職員自身の定期的なセルフチェックや同僚によるモニタリング、児童生徒や保護者・教職員が相談しやすい窓口の充実、実態調査の実施などにより、早期発見につなげるという内容である。3つ目の「対処する」では、事案が発生した場合には、速やかな初期対応、被害児童生徒と加害教職員の分離、専門家を交えた公正な事実調査、被害者のプライバシー保護と支援を徹底することとしている。4つ目の「活かす」では、発生した事案やその分析結果、外部専門家の知見を次の施策や組織運営に反映させることで、実効性の高い改善サイクルを確立する。

県教育委員会としては、提言の実効性を確保するため、内容を精査し、実現に向けたロードマップを作成するなど、組織全体で計画的に取り組んでいく。

【櫻井委員】

「気付く」の欄に記載のある「同僚によるモニタリング」に関してだが、気付いた職員が管理職へ報告するというだけでなく、基本としては同僚性の中で互いに気をつけて声をかけ合うという環境を作っていくことが大切だと思う。また、「未然に防ぐ」の欄に記載のある「公的ツール以外のSNS等の全面禁止」や「私的端末の持ち込み禁止」について提言いただいている。迅速に実効性のある取組として、学校現場に浸透させることを要望する。

【貞廣教育長職務代理人】

本提言は、「提言策定の視点」に、「先行研究からの共通理解」や「なぜ学校は“特別に”対策が必要なのか」等が前提として示された上で、様々な措置が提言として記載されている点が、とても良い。有識者会議として書いていただくにふさわしいものとなっている。今後、これをもとにガイドラインが作成されると思うが、多忙な現場の先生方が概要版だけを活用して現場でとるべき対策等について考えては、本提言が活きない。特に、誰でもリスクがあるという視点をもって、「提言策定の視点」の部分をしっかり読むようにしてほしい。また、今回の提言のデザインが訴求力のあるものになっていてとても良い。

【教職員課副参事】

今回、有識者からこれまでの千葉県の現状を踏まえて、新たな視点からご意見をいただいた。この内容が効果的に学校現場に伝わるように、努力していきたい。

報告1は終了。

教育長報告 令和8年2月定例県議会の概要について

【杉野教育長】

2月定例県議会（会期：2月10日から3月13日）の概要について報告する。

はじめに、議案についてであるが、教育委員会関係は、議案第1号「令和8年度千葉県一般会計予算」、議案第19号「令和8年度千葉県特別会計奨学資金予算」、議案第26号「令和7年度千葉県一般会計補正予算（第7号）」、議案第44号「令和7年度千葉県特別会計奨学資金補正予算（第1号）」、議案第50号「千葉県高等学校等教育改革促進基金条例の制定について」、議案第65号「千葉県学校職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第73号、第74号「契約の締結について」、議案第81号「契約の変更について」の9議案が審査され、原案どおり可決された。

次に、本会議における代表質問及び一般質問についてであるが、「県立高校改革」に関する質問などが72件あった。詳細は、「令和8年2月定例県議会「本会議」質問項目一覧表（教

育関係)」のとおりである。このうち、主なものについて、その内容を報告する。

教育問題について、「県教育委員会では、今後の県立高校改革にどのように取り組んでいくのか。」との質問には、「国においては、公立高校への支援を拡充するため、高校教育改革に関するグランドデザインを公表したところであり、取組の方向性として専門高校の機能強化・高度化、普通科改革を通じた高校の特色化・魅力化、地理的アクセス・多様な学びの確保が示されました。県教育委員会においても、『第2次実施プログラム』に基づき、令和8年度当初予算案に、工業系高校や水産系高校の魅力向上、遠隔授業の試行のほか、統合する予定の高校の施設整備費などを計上し、地域の未来を担う人材育成に取り組むこととしています。加えて、今後、県立高校のさらなる魅力化に向けた具体的な取組のほか、人口減少等を踏まえた中長期的なあり方について、有識者からも意見を伺い、その方向性を取りまとめていくこととしており、新たに設置する基金なども活用しながら、県立高校改革に取り組んでまいります。」と答弁した。

次に、文教常任委員会における質問についてである、3月13日の本会議において、文教常任委員会委員長より、審議状況について報告があった。詳細は「令和8年2月定例県議会文教常任委員会委員長報告」のとおりである。

委員報告 県立実籾高等学校への臨場について

【櫻井委員】

3月11日水曜日、千葉県立実籾高等学校の卒業式に臨場した。当日は、来賓として地元の小中学校長も出席しており、地域に密着した学校であることを感じた。変化の激しい時代、また、不確実性の時代であるからこそ、今後も引き続き努力を重ねてほしいという思いを伝える一方で、このような時代にしてしまったことに対する謝罪の気持ちを卒業生に伝えさせていただいた。県立高校の魅力向上に向けて今後取り組むべき時期になっている今、式後には、一緒に出席した芦澤委員とともに、今後も何か力になればよいという話を校長としたところである。この日、3学年312名の生徒が無事に巣立っていったことを報告する。

【芦澤委員】

卒業式への臨場は初めての経験であり、式に参加する中で、考えさせられたことが2つあった。1つ目は、櫻井委員の式辞であるが、卒業生たちを今後の社会に迎え入れるという視点で励ましていたことに加え、今の時代の在り方についても話しており、その内容が、卒業生だけでなく教職員や保護者の方々にとっても考えさせられるものであった。2点目は、実籾高校の徒歩圏内は、小・中・高・大と、非常に地域の資源が豊富にそろっており、それらの関係機関と日頃から交流するような取組につなげることができれば、魅力を高め、特色のある教育ができる学校の候補であると感じたところである。

<傍聴・報道 退出>

第84号議案 千葉県いじめ対策調査会委員の任命について

児童生徒安全課長が説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第85号議案 職員の懲戒処分について

教職員課副参事が説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第 8 6 号議案 職員の懲戒処分について

教職員課副参事が説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第 8 7 号議案 職員の懲戒処分について

教職員課副参事が説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第 8 8 号議案 職員の懲戒処分について

教職員課副参事が説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第 8 9 号議案 県立学校長の人事について

教職員課副参事が説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第 9 0 号議案 教育庁等職員の人事について

教育総務課長が説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

9 教育長閉会宣告

令和8年4月16日 署名人